

平成 30 年 9 月

警察庁 交通局 御中

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人全国労働金庫協会
農林中央金庫

交通反則金に係る電子納付導入の早期実現について

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、平成 28 年 6 月に設置された金融庁の「決済高度化官民推進会議」における検討等を踏まえ、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、本年（平成 30 年）10 月に予定している、金融機関の振込の中核システムである「全銀システム」の 24 時間 365 日稼動をはじめとして、決済インフラの更なる高度化に向けた検討・取組みを行っております。

この点、本年 3 月に設置されました「税・公金収納・支払等の効率化に関する勉強会」（注 1）につきましては、貴庁にメンバーとしてご参画いただいたことにつき、あらためて御礼申しあげます。

（注 1）未来投資戦略 2017 に掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、税・公金収納・支払の効率化を進めるために、現在の状況を鳥瞰しつつ、既存の枠組みのなかで短期的に足元から取り組みできることがないか、更には、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的（～10 年程度）にはどのような対応が望ましいか、意見交換等を行う官民の会合（事務局：全国銀行協会）。

一方、政府におかれでは、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 30 年 6 月 15 日）において、IT 化・業務改革（BPR）による国民の利便性の向上、事業活動の促進や行政コストの削減等が期待されるとして「電子行政分野」を重点分野の 1 つに掲げていることに加え、「官民データ活用推進基本法」（平成 28 年 12 月 14 日公布・施行）においては、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関するオンライン利用の原則

化が規定されております。

政府において検討が行われている業務改革や行政手続のオンライン化への取組み等は、決済インフラの高度化を通じた経済の活性化と国民生活の向上を図る金融界の取組みと軌を一にするものであると考えられます。

つきましては、交通反則金の電子納付の導入について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申しあげます。

記

○ 交通反則金に係る新たな納付方法の早期導入

現在、交通反則金は金融機関の窓口においてのみ納付できる仕組みになっているが、平成29年の交通違反取締件数は、約648万件（警察庁発表）とされており、国税等の他の国庫金の電子納付の利用件数が年々拡大している中、電子的な納付インフラがない反則金の納付については、営業時間内に金融機関の窓口にお越しいただくしかなく、繁忙時などには他の一般顧客の待ち時間が長くなるなどの影響が生じている。また、都道府県ごとの反則金納付書の仕分けや手計算が金融機関の事務負担となっている。

このため、交通反則金の納付について、国税等と同様、ペイジーなど金融機関窓口以外の方法や、Fintech技術を活用した方法（例えば、反則金の納付書・領収証書に、納付金額や消込に必要な情報等を記録したバーコードやQRコードを印刷して交付し、スマートフォンやパソコンにより納付）を導入すれば、特定の場所や時間帯に縛られない納付が可能となるほか、収納データを電子的に国・地方公共団体に送付ができるようになることで、消込データ作成の負担や突合せ等の消込作業を大幅に軽減できることとなり、効率的な行政運営を実現することが可能になると考えられる。

こうした新たな納付方法の導入は、金融機関窓口の混雑解消にも繋がるなど、国民の利便性向上に寄与するほか、行政や金融機関の事務の効率化にも資するものである。

貴府におかれでは、効率的な行政運営の実現や金融機関の事務の効率化の観点から、財務省等関係省庁および地方公共団体とも連携して、交通反則金に係る新たな納付方法の導入を早期に実現していただくようお願いしたい。

以上